

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三種町は、健康増進関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

三種町長

公表日

令和4年9月21日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健診受診時の対象者可否の判断に利用
③システムの名称	健康管理システム(住民健診)、中間サーバーコネクタ
2. 特定個人情報ファイル名	
健診対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表111の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三種町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-2401 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8 問い合わせ先電話番号 0185-85-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三種町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-2401 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8 問い合わせ先電話番号 0185-85-2111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・複数人の確認により記録を残している。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

事務取扱者の適切な監督を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 佐々木 里史	健康推進課長 佐々木 恭一	事後	
令和3年9月22日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 佐々木 恭一	健康推進課長	事後	様式変更に伴う変更
令和7年2月1日	I 関連情報 1.特定個人情報をファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(住民検診)、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム	健康管理システム(住民検診)、中間サーバーコネクタ	事後	様式改正による
令和7年2月1日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	健診対象者ファイル、宛名情報ファイル	健診対象者ファイル	事後	様式改正による
令和7年2月1日	I 関連情報 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第76項並びに健康増進法第17条等	番号法第9条第1項、別表111の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事後	様式改正による
令和7年2月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か		令和7年2月1日 時点	事後	様式改正による
令和7年2月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か		令和7年2月1日 時点	事後	様式改正による
令和7年2月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策を十分か		十分である	事後	様式改正による
令和7年2月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・複数人での確認により記録を残している。	事後	様式改正による
令和7年2月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式改正による
令和7年2月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		・事務取扱者の適切な監督を行っている。	事後	様式改正による